

告 示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

令和四年二月二日大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会資料Ⅱ交通に関する事項について

説明の際に、店舗来店経路及び退店経路について、誘導看板等は設置せず、ホームページ及びチラシにて周知するとの話でしたが、その内容での周知は難しいと考えます。

また、残念ながら説明会での質問させていただいた際の回答内容を聞いている限りでは来店者に入退店ルートを実際に守らせようとする姿勢が感じられませんでした。

店舗北側の道路は大変狭く対向車が来た場合、どちらかが譲らなければ通行が困難な状況です。

そこに、当該店舗への車両が通行するようになった場合、交通が混乱してまいりますので、左記を要望します。

- (1) 御社指定入店経路及び退店経路以外の経路を使わないよう徹底してください。
- (2) 指定外ルート、北側道路から進入した車両は絶対駐車場に入庫させないください。
- (3) 駐車場への入庫、駐車場からの出庫については必ず指定の方向（右折）に出入庫するよう警備員を配置してください。
- (4) 満車時、路上で車両を待機させないようにしてください。
- (5) 満車時、南側から駐車場入り口まで侵入すると北側道路に逃げるしかなくなるので、サンケン通りを直進させるようにしてください。
- (6) 最低でも、下記地図（地図省略）に印をした交差点においては常時警備

員等を配置し、当該ルートでは店舗に入店できない旨告知をしてください。

(7) その他のルート外から進入することも考えられますのでそういう事態になった場合どのように対処するのか明確な回答をください。

二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター